

ICカード利用規約

オリックス・ゴルフ・マネジメント株式会社

OGM ゴルフプラザ神戸

第1条 (目的)

OGM ゴルフプラザ神戸 (以下「当練習場」といいます) において使用する OGM ゴルフプラザ神戸 IC カード (以下「IC カード」といいます) については、本規約に則って取扱うものとし、カードの所持者 (以下「利用者」といい、利用者のうち第2条に定める IC 会員用カードの利用者を以下「会員」といい、第2条に定める IC ビジター用カードの利用者を以下「ビジター」といいます) は、本規約に従って IC カードを利用するものとします。

第2条 (種別)

当練習場が発行する IC カードの種別は次の通りとします。

- (1) IC 会員用カード (記名式)
- (2) IC ビジター用カード (無記名式)

第3条 (登録)

IC 会員用カードの利用にあたっては、利用者本人が、所定の申込み用紙に必要事項を記入し、利用者登録するものとします。

第4条 (IC カードの発行)

1. IC 会員用カードは申込者1名につき1枚を会員資格の取得と同時に発行し、発行の際にカード保証金として金200円をお預かりいたします。なお、カード保証金は IC カードの返却の際に返金いたします。ただし、当該カードに残高がある場合は返却できません。また返却処理を行った時点で、会員は、当該カードに関する一切の権利を放棄したものとみなします。
2. IC ビジター用カードはお申込みにより発行し、カード保証金として金200円をお預かりし、発行します。なお、カード保証金は IC カードの返却の際に返金いたします。ただし、当該カードに残高がある場合は返却できません。また返却処理を行った時点で、ビジターは、当該カードに関する一切の権利を放棄したものとみなします。
3. IC カードは利用者本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与、担保に供することはできません。
4. 前項に違反して IC カードが不正に使用された場合、そのために生じる一切の債務については利用者がその責任を負うものとします。

第5条 (入金・チャージ・ポイントサービス等)

1. IC カードをご利用の際は、あらかじめ利用金額を IC カードへ入金 (チャージ) していただきます。
2. チャージにはフロントあるいは自動入金機をご利用ください。
3. IC カードにかかるポイントサービスに関しては、「IC カード付則」によるものとします。
4. いかなる場合も未使用残高の返金、ポイント等の換金はいたしません。

第6条 (IC カードの利用停止・利用資格の喪失)

1. 利用者が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合、その他 IC カードの利用状況が不適切であると当練習場が判断した場合、当練習場は通知することなく、カード利用を一時停止する措置をとることができます。
2. IC カードの利用状況が適当でないと当練習場が判断した場合、その他練習場が必要と認めた場合、当練習場は通知、催告を要せずして IC カードの利用資格を喪失させ、かつ IC カードを無効とすることができるものとします。この場合利用者は当練習場に直ちに IC カードの返却をおこなうものとします。

第7条 (IC カードの自己管理)

1. 利用者は、予め IC カード裏面の注意書を確認のうえ、自己責任において IC カードを管理するものとします。
2. IC カードを紛失し、または盗難にあった場合および IC カードが破損した場合の利用者の損害について、当練習場は一切の責任を負いません。

第8条 (IC カードの再発行)

IC カードの紛失や破損により、利用者から再発行の申し出があった場合、IC カードは本人確認のうえ、再発行いたします。この場合、再発行手数料として金200円を頂戴し、以前の IC カードは無効となります。

第9条（ICカードの失効）

1. ICカードの最終利用日（当練習場にて打席料及び練習ボール代をICカードにて利用した最後の日の翌日）を起算日として6ヶ月が経過した場合、ICカード（チャージ残額およびポイント残額を含む。）は失効します。
2. ICカードを失効させることを希望する場合、会員は、当練習場のフロントにて所定の書面によりその旨を申出るものとし、会社は当該申出に応じてICカード（チャージ残額およびポイント残額を含む。）を失効させるものとします。
3. 会社は、会員及びビジターが以下の各号のいずれかに該当した場合および当練習場の規約に基づき会員が除名された場合、通知、催告を要することなくICカード（チャージ残額およびポイント残額を含む。）を失効させることができるものとします。
 - ①申込書に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
 - ②暴力団関係者であると会社が客観的事実に基づき判断したとき。
 - ③前号に該当する者を同伴しあるいは紹介して当練習場を利用させたとき。
 - ④本規約、利用約款、当練習場の会員規約その他諸規則に違反し、会社が利用者として不適格であると判断した場合。
 - ⑤ICカードの利用にあたり、不正な行為があった場合。
 - ⑥死亡し、又は保佐、後見開始の審判を受けた場合。
4. 会員及びビジターが前項第①号ないし第⑤号に該当し、会社又は第三者が損害を被った場合、会員及びビジターはただちにその損害を賠償するものとします。
5. ICカードが失効した場合、会員又はビジターはICカードを会社に返還するものとします。

第10条（登録事項の変更）

IC会員用カードの利用者は住所、氏名、電話番号等、登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに当練習場へ連絡するものとします。

第11条（規約の改定）

1. 本規約は、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。その場合は当練習場内に掲示いたします。
2. 当練習場は運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
3. 第1項および前項の場合において、当練習場は一切の責任を負いません。

第12条（個人情報保護）

当練習場は知ることとなった利用者の個人情報を、プライバシーポリシーに則して取り扱いし安全管理に努めます（プライバシーポリシーにつきましては、会社のホームページ（URL：<http://www.orix-golf.jp>）に掲載されておりますので、予めご確認ください。）また、当練習場では、ご登録またはご来場いただいたお客様に対し、当練習場の営業情報、イベント情報などを、ダイレクトメール、FAXまたは、E-メール等でご案内させていただくことがありますので、ご了承下さい。

以上

本規約は、2014年4月1日より施行します。